

## 第7期 第6回さいたま市地域自立支援協議会 会議録

日時：令和3年3月12日（金）15：00～17：10

オンライン開催

### 次 第

- 1、開 会
- 2、議 題
  - (1) 日中サービス支援型グループホームについて
  - (2) 条例改正・報酬改定について
  - (3) 地域生活支援拠点について
  - (4) 各専門部会の取組・来年度の取組について
  - (5) 地域部会から報告
  - (6) その他報告事項
- 3、閉 会

### 配布資料

- ①第6回さいたま市地域自立支援協議会 次第
- ②委員名簿
- ③【議題1-1】日中サービス支援型グループホーム資料①
- ④【議題1-2】日中サービス支援型グループホーム資料②
- ⑤【議題2-1】条例改正資料（国省令改正公布通知）
- ⑥【議題2-2】報酬改定資料
- ⑦【議題3-1】地域生活支援拠点資料
- ⑧【議題3-2】地域生活支援拠点要綱 参考資料（案）
- ⑨【議題3-3】緊急一時保護事業の拡大
- ⑩【議題4】各専門部会資料
- ⑪【議題5】令和2年度岩槻区地域部会報告資料

### 出席者

委 員・・・荒井委員、内田委員、宇土委員、加藤委員、黒田委員、遅塚会長  
長岡委員、三石委員、山川委員、山口委員、吉野委員（欠席：岡田委員）  
事 務 局・・・（障害支援課）細渕課長補佐、春山係長、志村主査、利根澤主任  
高橋主事、上原主事、大浜主事、佐川主事、近藤主事  
（障害政策課）大畑参事兼課長、射場係長、大塚係長、上石主査  
地域部会・・・岩槻区障害者生活支援センターささぼし 長岡氏

(遅塚会長)

- ・開会
- ・出欠状況確認（過半数出席のため会議成立）
- ・会議の公開について
- ・傍聴許可

(事務局)

- ・資料確認

(遅塚会長)

それではここから議事に入ります。

まず、本日の議題1「日中サービス支援型グループホームについて」です。事務局からご説明をお願いいたします。

本議題につきましては、さいたま市情報公開条例  
第7条第3号に規定された特定の法人に関する情報及び  
法人を特定することができる情報を審議するため、  
会議録を非公開と致します。

(遅塚会長)

それでは次の議題に入りたいと思います。

議題2「条例改正・報酬改定について」事務局からご説明お願いいたします。

(事務局)

議題2「条例改正・報酬改定について」ご説明いたします。

#### 【条例改正について】

議題2-1の資料をご覧ください。

令和3年1月25日に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されました。これに伴い、関連する本市の条例について所要の改正を行うこととなります。本市の条例は、国の省令に沿った内容としているため、今回の省令の改正内容はすべて市条例に反映させることとなります。

資料は1ページ目の「2、主な改正内容」以降をご覧ください。全てのサービスに共通の内容として、「虐待防止対策の強化」、「感染症対策の強化」、「業務継続に向けた取組の強化」、「非常災害対策の強化」、「ハラスメント対策の強化」、「重要事項の備置きを可能とする取扱い」の6点が挙げられます。そのほか、指定通所支援や障害児入所施設の人員基準、その他の基準等について、省令で定める基準と同様の基準を定めるものです。

なお、今後、市議会の承認を得て公布する予定であり、施行日は省令の施行に合わせて令和3年4月1日としております。

#### 【報酬改定について】

引き続き、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容について、ご説明いたします。資料は、議題2-2「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容」となります。

担当の障害支援課自立支援給付係からご説明いたします。資料1ページ目をご覧ください。

今回の報酬改定では、主に報酬単価の改定と報酬算定方法の変更や、新たな加算の追加等の報酬体系の見直しが行われる予定です。改定率といたしましてはプラス0.56%となっており、令和3年4月から適用となります。

今回の改正は、「1、障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援、質の高い相談支援を提供するための報酬体系の見直し等」から、「6、障害福祉サービス等の持続可能性の確保と適切なサービス提供を行うための報酬等の見直し」までの6項目が、基本的な方向性として示されております。

なお、現在国から開示されている情報は、あくまで仮のものであり、パブリックコメント

等を経て、変更が生じる可能性があることをご留意ください。

3月中旬以降、主管課長会議資料や関係通知がそろい次第、事業所の皆様には改めて改正内容等をまとめた説明資料をご用意させていただきますので、よろしくお願ひいたします。事務局からの説明は以上となります。

(遅塚会長)

2点ご報告いただきました。

国の通知を市の条例に落とし込むということと、報酬改定の中身についてご説明いただきましたが、特にこれはよろしいですか。

おそらく中身は大体見ているので、皆さんが気にしているのは日程の話でしょうね。報酬改定関係は国の方から Q&A が出て、先ほどの条例の話も、運営規定の改正に結びつくのかとか、多分そういうことの方が皆さん気になる話ではないかなとは思いますが、それはまた適宜情報提供していただければと思います。ありがとうございました。

それでは、議題3「地域生活支援拠点について」事務局からよろしくお願ひいたします。

(事務局)

それでは、議題3「地域生活支援拠点について」ご説明いたします。

事務局からの説明長くなってしまいますが、よろしくお願ひいたします。

#### 【(議題3-1) さいたま市地域生活支援拠点整備の進め方について】

地域生活支援拠点の整備につきましては、これまで本協議会および相談支援部会において、本市における整備のあり方について検討を進めてきたところです。

本日は、これまでの検討に基づいて、本市における地域生活支援拠点整備の考え方をまとめ、国への報告を行うことについて承認をいただきたいと考えております。

資料2ページをご覧ください。こちらは、国の地域生活支援拠点パンフレットから多機能拠点整備型と面的整備型についての説明ページを抜粋したものです。

資料左上、地域生活支援拠点等の整備についての説明部分をご覧ください。「地域生活支援拠点は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築」するものとされています。

地域生活支援拠点の整備手法については、資料左下のイメージ図をご覧ください。入所施設等の拠点施設を中心に機能整備を図る「多機能拠点整備型」と既存の事業所やサービスのネットワークを強化して機能整備を図る「面的整備型」が国から示されております。本市においては、これまで協議を重ね、面的整備型を採用することとしています。

続いて、資料3ページと4ページです。

資料3ページと4ページには、国が示す地域生活支援拠点の機能の具体例と本市の現状、今後の方向性を機能ごとに整理しております。なお、一部下線の引いてある箇所は7月にお示しした資料との変更点となっております。

事務局といたしましては、国が提示する機能の具体例に、本市の現状が一定程度対応できているものとして、5つの機能すべてについて令和2年度整備済みとして、国への報告を行いたいと考えております。

まず、1番目は相談機能についてです。国が示す具体例は『基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能』としています。

本市の現状では、各区支援課・支援センターによる「つながり支援」として主にサービス利用が途切れてしまった方の現況把握を行っております。また、一部の支援センターにおいては、緊急事態が想定される利用者に対して夜間の電話対応を行うケースもございます。

続いて2番目は緊急時の受け入れ・対応機能についてです。国が示す具体例は、『短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能』としています。

本市の現状では、市単独事業で障害者緊急一時保護事業を実施しております。この事業は、基本的には虐待対応をメインとしておりますが、虐待対応以外での利用も一部行っているところです。

3番目は体験の機会・場機能についてです。国が示す具体例は、『地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らし体験の機会・場を提供する機能』としています。

本市の現状では、従来から国庫補助金を活用したグループホームの整備補助を行っておりますが、緊急一時保護事業についても今年度中の要綱改正を検討しており、緊急対応が必要になる前の体験的な利用を可能にしたいと考えているところです。

4番目は専門的人材の確保・養成機能についてです。国が示す具体例は『医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能』としています。

本市の現状では、埼玉県が実施する強度行動障害支援者養成研修、医療的ケア児等支援者養成研修の受講を勧奨しておりますが、それ以外にもコーディネーター連絡会議が主催する支援課・支援センター新任職員研修や相談支援事業所への研修等を活用して、専門的人材の確保・養成を行っております。

最後に、5番目は地域の体制づくり機能についてです。国が示す具体例は『基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の

連携体制の構築等を行う機能』としています。

本市の現状では、地域部会や顔の見えるネットワーク会議等を通じて、地域の体制づくりを進めているものと認識しております。

以上の考え方に基づいて、資料5ページをご覧ください。来年4月以降に、国に対して地域生活支援拠点の整備状況報告を行うこととなりますが、ただいまご説明を申し上げたとおり、事務局といたしましては、5つの機能すべてについて一定程度の対応が可能と考え、整備済みの報告を行いたいと考えております。

ただし、報告時点では、既存事業や一部の事業見直しによる一定程度の充足と考え、今後各機能の充実に向けて継続的な検討を進める必要があるものと考えております。

続いて、資料7ページをご覧ください。こちらは、本市での地域生活支援拠点整備イメージとなります。

先ほどご説明いたしましたとおり、既存の事業所やサービスのネットワークを強化して機能整備を図る「面的整備型」を採用いたしますので、まずは5番目の機能である地域の体制づくり機能の充実を図りたいと考えております。

地域の体制づくり機能の中心に地域部会を据え、地域生活支援拠点のその他4つの機能に関する企画・検討や地域のネットワーク強化、区ごとの取組からの課題抽出等を進めて参りたいと考えております。なお、資料の右側部分は各区の取組となっております。

これまでも、サービス調整会議や相談支援連絡会議、顔の見えるネットワーク会議等、各区の取組を進めているところです。今後は、これら各区の取組や地域部会を活用して、地域の体制づくりを活性化させたいと考えております。

続いて、資料は8ページです。先ほど、地域生活支援拠点のその他4つの機能について地域部会で検討を行うとご説明いたしましたが、相談支援部会において、拠点の機能別に検討を行うエリアの役割分担が必要であるとのご意見をいただいております。そこで、こちらが追加の資料となりますが、1番目の相談機能、5番目の地域の体制づくり機能は主として区単位で、2番目の緊急時の受け入れ・対応機能は主として市域全体又は圏域単位で、3番目の体験の機会・場機能は主として圏域又は区単位で、といった役割分担が適しているとのご意見をいただきましたので、今後の検討を行う際の参考にさせていただきたいと考えております。

なお、この資料においては、複数区を単位と考える場合を圏域と表しています。

資料9ページから13ページは、本市における整備方針（案）になります。5つの機能を具体的な事業として実施する場合に、例えばこのように進められるのではないかと考えております。これはもちろん、その後地域部会等で地域の体制づくりについて話していく中で色々な考え方が出るとは思いますが、一つの例として出させていただきました。

#### 【(議題3-2) 地域生活支援拠点の登録手続きについて (案)】

地域生活支援拠点として位置づけられた事業所は、関連の加算を請求することが可能と

なるため、要綱等を整備して登録を受け付けたいと考えております。

現時点では、登録までの手順として、

- ① 拠点事業所を開設しようとする事業者は、その拠点事業所で担う機能について事前に地域自立支援協議会へ報告し、意見を伺う。
  - ② 市へ登録申請書を提出。この際に、原則として面的整備の中心的機能となる地域の体制づくりを含めて申請する。
  - ③ 市は申請の内容を審査し、適当と認めたものについて拠点事業所の登録を行う。
  - ④ 登録された拠点事業所は以下に掲げる加算が可能な障害福祉サービス等を実施する。
- という流れを想定しております。

なお、地域の体制づくりについては、地域課題の把握や、支援者間の協力体制の確保等が必要となってくることから、区の地域部会に参画していることを要件として検討しております。

資料下段は地域生活支援拠点関連の加算の一覧となります。詳細につきましては、他市町村の事例を参考としながら検討を進めたいと考えております。

#### 【(議題3-3) 障害者緊急一時保護事業の拡大について】

さいたま市では、虐待により緊急保護が必要な障害者について、「障害者緊急一時保護事業」による保護を実施しております。今後、虐待以外の場合も本事業を活用できるよう、事業の拡大をすることで、「地域生活支援拠点等」の機能である「緊急時の受入れ・対応」、「体験の機会・場」を強化したいと考えております。

緊急受入れや体験の機会を要する場合は様々ですが、主に介護者の急用・急病等で本人の介護ができない場合の緊急受入れや、本人が自立した生活を送る場合に備えた体験利用の場が必要であると考えられます。特に虐待防止の観点から、コロナ禍で外出する機会が減少したことによって起こる身体的・心理的虐待や、8050問題で起こる経済的虐待などの家庭内虐待を防止するため、本人が地域で暮らす準備のための体験利用が必要となります。本事業を活用することにより、このような緊急受入れ、体験利用に対応していきたいと考えております。

議題3-3の資料、2枚目をご覧ください。本事業の拡大は、現状の障害福祉サービス等や既存事業で緊急受入れが困難なケースへの対応にも繋がると考えております。

左上の表をご覧ください。緊急時の受入れの現状として、障害福祉サービスの利用、やむを得ない措置等がありますが、手帳の交付を受けていない身体障害者・知的障害者、又は精神障害者・発達障害者等は、現在の運用では受入れができない状況です。このように、精神障害者など既存の制度では受入れ先のない方の緊急受入れ先を、「障害者緊急一時保護事業」を拡大することで確保したいと考えております。

今後、現状の虐待による保護だけでなく、緊急時の受入れ先及び体験利用としても本事業を活用する内容で、実施要綱の一部改正を進め、来年度、施行したいと考えております。

議題3 地域生活支援拠点についての説明は以上です。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

地域生活支援拠点の件に関しては今までも色々ご説明いただいているところですし、緊急一時保護の拡大についても、虐待以外のケースも使えるように今改正手続きをしておられるということによろしいかと思えます。

2番目のところで質問がある方もいらっしゃるかもしれません。今のご説明に対して何かご質問或いはご意見等ございますでしょうか。

(加藤委員)

今まで使っていなかった人を緊急に受け入れられないことがあった時に、事前に練習をしておいてくださいというお話があったのですが、今回の「体験の機会」とはどのようなシステムなのでしょうか。

(事務局)

今現在、緊急一時保護事業で市と協定を結んでいる事業所が何ヶ所かございまして、現在の緊急一時保護事業自体もそうですが、無制限にどんどん使っていただけるというところまではいってなくて、通常のサービスを検討したけれど難しい、ただ虐待対応だというような時にはじめて緊急一時保護を使っていたいております。

そこまで間口が広いものではないので、こういう方に体験的に使っていただくのが良いのではないかというのを、地域の体制づくりの中で区のエリアなどで候補を挙げていただき、そういう方にまずモデル的に使っていただいて、その後だんだん広げていければ良いかなというところが今時点での考え方です。

(遅塚会長)

別に市単独の緊急一時を使わなくても、ショートステイで体験してもらっても良いわけですね。

(加藤委員)

それができればいいんですけど、親御さんの意識でもあるんですけど、うちの子は駄目だからと言ってそこで止まっている。でもそういう人たちがきつと一番、何かあった時に駆け込むんだらうな、困るのではないかなと思うんです。そういう人達をなんとかしないと不安なので、それが体験のところでは使えるのかなと思いました。強度行動障害では、栃木県で体験という形でやっているケースもあるみたいなので。それは親御さんがその気にならないとなかなかできないですが、そういうことをやっているところもあるみたいなので、やは



りそこからやらないと最終的に救えないのかなと心配になります。よろしく願いいたします。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

この拠点事業の中で、利用が止まっている人や今まで利用から外れていた人をちゃんと掘り起こすという部分は明文として取組に入っていますが、それだけではなく、今他のサービスを使ってもやはり何かあった時のことを考えると体験の必要性があるという人も、もう少しはっきり視野に入れて、例えば親御さんと話をしていくなどしないといけないのではないかと、ぜひそういう方向で、というお話だと理解いたしました。

(山口委員)

障害者の緊急一時保護事業の拡大の内容についてですが、うちで運営しているグループホームの場合、4人の小さなホームなので、もし職員がコロナに感染して濃厚接触者が出たら全滅してしまうんですね。もし誰かがコロナに感染したらどうしようというシミュレーションをしたら、自宅に帰れる方は数名いました。ただ職員が来られなくてホームが運営できないので、自宅に帰れない方は、家族に緊急の何かがあった場合と同じとして、グループホーム利用者も拡大の内容に入れていただけるのでしょうか。

(事務局)

コロナがこれだけ話題になっていますし色々な状況が起きていることは把握しておりますが、現時点ではまず、虐待対応のために使う緊急一時保護事業を体験的にも利用できるよという方向性で、規定の整備をしていきたいというところなんです。具体的に、今山口委員がおっしゃったような場合にご利用いただけるかどうかというところまでは、すみませんが今この場ではお答えできないんですけれども、まずは間口を広げていきたいというところなんです。

(遅塚会長)

今の山口委員のご質問にあったような事例であれば、この緊急一時保護の拡大の部分だけではなくて、本来の通常の支給決定の追加や変更で行き先をすぐ探す話になっても、感染している可能性があるとなると難しいとかそういった話になってしまって、そっちの問題の方が大きそうな気がしますけどね。

(山口委員)

やはり、どうしてもホームを閉めざるを得なくて利用者を何とかしなければならないという場合、やむを得ない理由の一つになるのではないかと。コロナだけでなく、災害時とか

は、虐待だけでなく、やむを得ない事情として受け入れていただくお考えがあるかどうかという事です。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

事務局の立場としては、ここで明確にそれはやりますとは言えないようですが、現場の強い要望があるということでご理解いただければと思います。

(事務局)

はい、やむを得ない事情は様々想定されるということだと思いますので、それはきちんと受け止めたいと思います。

(遅塚会長)

正直、地域生活支援拠点についてはこれに限らず色々議論があるところなので、これからも色々な機会で皆さんとも話し合いながら進めていければと思っております。

すみませんがお時間の関係もありますので、次の議題に進めたいと思います。

議題4「各専門部会の取組・来年度の取組について」事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局)

続いて、議題4「各専門部会の取組・来年度の取組について」ご説明いたします。

#### 【(議題4-1) 地域生活支援部会】

第1回目の地域生活支援部会は、アウトリーチモデル事業および精神障害者の家族支援について協議を行いました。

資料のイメージ図のとおり、アウトリーチモデル事業は保健・医療・福祉の協力連携機関による多職種チームが対象者への訪問支援を行う事業内容となっております。今年度は、昨年度に引き続いて見沼区と緑区において事業を実施しており、実施状況の報告を行いました。精神障害者の家族支援については、従来から家族教室を実施しておりますが、他市の事例紹介として保健所精神保健課から仙台市における家族支援についての調査報告が行われました。

第2回目の地域生活支援部会は、再度の緊急事態宣言発出に伴い、書面形式で会議を開催し、アウトリーチ事業の年度報告を行いました。件数はこちらに記載のとおりです。また、来年度の取組として事業実施区を段階的に拡大することについての報告を行いました。

地域生活支援部会からの報告は以上です。

#### 【(議題4-2) 障害者虐待防止部会】

第1回目の障害者虐待防止部会では、障害者虐待の事例検討を行いました。新型コロナウイルス感染症による外出自粛等の影響で、障害福祉サービス事業所の利用が減少し、障害者の在宅時間が長くなっている現状から、家庭内虐待やひきこもりが増加しているのではないかと考えられ、区役所支援課と支援センターが把握している事例について共有いたしました。コロナ禍において、障害福祉サービスや公共施設の利用ができず、障害者本人の外出する機会がなくなったことによるトラブルの事案や、支援機関からの介入ができず、家庭内の情報も外に出ないため、状況把握をしにくくなった事案等が挙げられております。

第2回目の部会では、先程、地域生活支援拠点の議題でご説明させていただいた、「障害者緊急一時保護事業の拡大」についてご報告いたしました。

来年度は、拡大する本事業の効果的な活用方法について、コーディネーター連絡会議等と連携しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

障害者虐待防止部会からの報告は以上です。

#### 【(議題4-3) 相談支援部会】

第3回の相談支援部会において、これは2年間で1、2、3、4回と数えますので第3回となるものですが、次期障害者総合支援計画に関連して基幹相談支援センターおよび地域部会について、障害者生活支援センター運営法人選定について、地域生活支援拠点について、児童期の相談支援について検討を行いました。検討内容については、記載のとおりとなっております。

第4回目の相談支援部会においては、障害者生活支援センター運営法人選定についてプロポーザルの結果報告を行いました。地域生活支援拠点については、先ほどご説明させていただいたとおり、今後の方針について検討を行いました。来年度に向けては、計画相談に関する検討や、児童期の相談支援についての実態把握を進めてまいりたいと考えております。

相談支援部会からの報告は以上です。

#### 【(議題4-4) 子ども部会】

第1回目の子ども部会では、昨年度実施した医療的ケア児実態調査のアンケート結果についてご報告いたしました。アンケートの概要につきましては以前もご報告させていただきましたが、調査対象者は、各特別支援学校に在籍しているさいたま市の小学部から高等部の生徒の保護者です。令和2年1月から2月にかけて調査を実施し、アンケート送付件数1,400件のうち、448件の回答がありました。そのうち67件が、医療的ケア児に該当するものと思われまます。子ども部会では、この67件について集計したものを報告いたしました。

委員の皆様からは、医療的ケアに関する施設や支援方法等の情報把握の偏りがある、情報の周知や、既存の施設・支援方法を使ってもらおう働きかけを行っていく必要がある等のご意

見をいただきました。

第2回目の部会は、岩槻区に設置予定の新たな療育センターについて、総合療育センターひまわり学園吉野所長からご説明いただきました。委員の皆さまからも、今後、正式に決定され次第、特別支援学校の保護者等にお知らせしていきたいとのご意見をいただいております。

第2回目の部会では、医療的ケア児アンケートに関する意見交換等ができませんでしたので、来年度も引き続き、本市の現状課題やニーズについて分析するとともに、今後の医療的ケア児の支援方法について検討を進めてまいりたいと考えております。

子ども部会からの報告は以上となりまして、これで4つの部会からの報告は以上です。

(遅塚会長)

はい、ありがとうございます。

報告事項として次に地域部会の話もありますので、そちらに移らせていただきたいと思っております。地域部会については、岩槻区障害者生活支援センターからご出席いただいておりますので、ご説明をお願いできればと思っております。

(岩槻区障害者生活支援センター ささぼし)

岩槻区障害者生活支援センターの長岡です。

岩槻区地域部会のご報告をいたします。お配りした資料の量が多くて申し訳ございません。かいつまんでお話ししていきたいと思っております。

さいたま市は広くて、区ごとの社会資源のばらつきとか、地域の実情も異なります。地域部会は、区ごとの特徴を踏まえ、障害のある人のご相談を受けたり、支援サービスを提供している中で、地域の課題をキャッチするという事。それを区の関係者で共有する場となっております。そして、ただ課題を整理するだけではなく、地域ごとの連携や具体的な解決を目指す場となればと思ひ、取り組んでいます。

しかし課題の中には、岩槻区だけでは解決できないことや市全体でのしくみを考える必要があるものがありまして、本日は、その点について主にご報告したいと思います。

では資料をごらんください。令和元年度の分も踏まえて載せてあります。

本年度に関しましては、新型コロナウイルスの影響によって、年度前半は計画が中断されておりました。6月ごろからオンラインでの開催を準備しまして、9月以降はほとんど活動することができております。1ページ目に活動の概要をまとめておりますので、のちほどよくご覧いただければと思ひます。

2ページ以降に、本年度の地域部会での議論をまとめております。

地域部会の説明をさせていただきます。地域部会は、岩槻区支援課が主催し、基幹相談センターとして委託を受けたささぼしが一緒に事務局となり、運営しております。参加者は、岩槻区で行っているテーマ別の部会、はたらく部会・くらす部会・こども部会・居宅さぼー

と部会・相談支援連絡会の5つの部会で中心になっている方に、運営委員というかたちで地域部会にご参加いただいております。

業種としては、通所事業所、グループホーム、居宅介護事業所、相談員などさまざまです。今年度につきましては、新型コロナウイルス対策、人材育成、地域生活支援拠点等の課題等があり、第2回目の地域部会にて、「岩槻区でできること（緑のマーキング）」と「自立支援協議会にて検討をお願いすること（水色のマーキング）」に整理しました。

岩槻区でできることについては、これまでもやっておりますが、課題の解決、住民の皆さまのサービスの向上に繋がられることとして、緑のマーキングをしております。岩槻区だけで解決が難しいことについては、さいたま市自立支援協議会でご検討いただく課題として水色のマーキングをしております。岩槻区でできることについては、来年度以降も実際に取り組んでいく予定です。どうぞ後程、お読みいただければ幸いです。

最後のページをご覧ください。このような経過をふまえ、自立支援協議会でぜひご検討いただきたいことを、簡単にご報告させていただきます。

#### 【①新型コロナウイルス対策について】

##### ○情報共有の場など

障害のある方が感染した場合、どのようなリスクがあるのか、保健所、保健福祉部局、施設、相談などの機関同士の情報共有の場を必要としておりまして、ご検討いただければと思っております。区内でも、通所施設で発生した例がございます。また、市外の通所施設で発生した例では、そこへ通う方を通じて入所施設やグループホーム、家族・ボランティアなどにも感染が拡大した例があります。こうしたリスクを抱えておりますので、保健関連の方を含めて共有の場を設けていただけるよう、お願いいたします。

なお、新型コロナ以外にも、大規模災害への対策は行政の分野領域を超えた連携が必要です。障害のある方の支援について、他の分野と連携が必要な部分についても、障害支援課が窓口となって進めていただけるようお願いいたします。

##### ○初動の相談・対応の流れ

北区支援課・支援センターの取り組みを地域部会でも紹介いただきました。色々と先駆的な取り組みをご紹介いただきまして、やはり新型コロナ発生の初動の段階での基本的な相談・対応の流れ（フロー）がある程度決まっていることで、現場が安心して円滑に対応できるということが挙がっておりました。そのようなことをぜひ進めていただければと思っております。

また、障害福祉サービス事業所での新型コロナウイルス発生状況について、先日の地域部会でも、何か所の事業所で発生しているということを障害支援課からご報告いただいたのですが大変良かったので、注意喚起する上でも定期発信していただけると対策が立てやすいのではないかと思います。

## ○ワクチン接種

障害者施設の入所者も高齢者施設同様、クラスターのリスクが高く、ワクチンを優先接種できるように担当部署にご依頼していただければとお願い申し上げます。また、居宅介護ヘルパー、入所施設職員については特に感染拡大リスクが高く、直接接する機会も多いかと思えます。これに限ったことではないですが、リスクの高い業種の方について、早期に接種する必要性が高いことを共有し、伝えていただければと思います。入所施設の障害者の接種方法については、集団で接種会場に行くのは大変困難であります。方法について検討していただければと思います。

### 【②地域生活支援拠点】

岩槻では、このような皆さまの御協力のもと、自立支援協議会と繋がりながら地域部会を運営することができております。こういう意味で、生活支援拠点の話し合いの土台ができてきてはいると認識しております。ただ岩槻区で取り組む部分と、さいたま市で取り組む部分と整理していかないと、区外の施設との協力も必要ですので、実効性が伴わなくなることを危惧しております。

潜在的にリスクがある人を把握することは特に私共相談員の仕事であります。相談支援のルートなどを全体的に定めていくことが必要かと思っております。入所施設・ヘルパーなど様々な事業所が理解、協力してくれるような連携・協議の場が必要です。

### 【③相談支援専門員、事業所の不足】

計画相談の需要に対し、相談支援専門員や事業所が大きく不足しています。岩槻区でも、計画相談の事業所が新規のケースを受けられなくなっておりまして、他区においても同様と伺っております。このままでは、利用したいと希望される方が、計画相談を利用できなくなります。早急に対応策を検討していただければと思います。

私からは以上でございます。本日はこのような機会を取っていただきましてありがとうございました。

### (遅塚会長)

ありがとうございました。

地域部会は地域に密着しているので、地域のニーズなど色々な課題をできるだけ吸い上げていただいて本協議会の方にご提案いただくのが大きな役割である、という整理です。非常に本来の意味にかなった内容であるかと思えます。

地域部会の報告については「自立支援協議会で検討していただきたいこと」という表題が入っております。内容的には市へのお願いが多いですけれども、あくまで地域部会ではなく

自立支援協議会として、全市に共通の課題だから市として捉えていただきたいという意味かと思っております。

ですから、これは全市の課題として自立支援協議会で取り上げる必要はないというご意見があれば、当然それも承りたいと思います。

地域部会の報告について、各部会の報告も含めて皆さん何かご質問等ありますか。

色々な課題が前半で挙げられている中で、いくつかに絞っていただいて、その中でも時節柄、コロナ関連について課題や提案があったかと思えます。この辺りについては皆さん、それぞれの立場で共通の思いも抱いておられるかと思えます。

質問だけではなくて、その通りであるとかここは違うというようなご意見でもよろしいですけれども、何かございましたらよろしく願います。

よろしいでしょうか。

特に反対やご意見がなければ、地域部会から挙げられている中身については、岩槻だけの課題ではなく市全体としてご検討いただければありがたいということ、この協議会としての意思としてよろしいでしょうか。

異議のある方は挙手をお願いします。

(委員)

挙手なし

(遅塚会長)

資料を見ても、全市の課題であることは間違いないので、今後こういうことについても審議をお願いしつつ、皆さんと一緒に検討して進めていければ良いかと思えます。

ありがとうございました。

では最後に報告事項があるかと思えますので、事務局からよろしく願います。

(事務局)

岩槻区障害者生活支援センターささぼしさん、ありがとうございました。

遅塚会長からもありましたとおり、検討できる部分については協議会と一緒に、市の方でもお話をできればと考えております。

議題6「その他報告事項」ということで、次期障害者総合支援計画について、障害政策課からご報告いたします。

(事務局)

皆さんこんにちは。障害政策課長の大畑でございます。

報告事項、「次期障害者総合支援計画策定について」ということで、本日は、次期障害者総合支援計画について、2月に市長決裁を終え計画を策定することができましたので、その

ご報告とお礼を申し上げたく、皆様からお時間を頂戴したいと存じます。

まず、昨年11月に開催されました第5回の本協議会におきまして、皆様から貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

皆様からいただいたご意見や、市民会議、パブリックコメント等でいただいたご意見を踏まえまして、計画案を作成し、1月に開催いたしました障害者政策委員会にお諮りし、計画を策定したところでございます。

なお、計画冊子につきましては現在作成中でありまして、本日皆様に配布することはありませんが、今月末頃には郵送で送付させていただきたいと考えておりますので、その際にご確認いただきますようお願いいたします。

今後、委員の皆様にお力添えをいただきながら、計画に掲げております事業を着実に実行できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、次期障害者総合支援計画策定のご報告とお礼とさせていただきます。改めまして、委員の皆様、本当にありがとうございました。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

皆さん、議題としては以上ですが、共有しておきたいことや最後に一言、何かございますか。

(長岡委員)

前回、対面式の協議会でもお話ししましたが、2時間の会議の中の1時間が日中サービス支援型グループホームの協議で終わってしまいます。例えば今日のお話だと、拠点も地域部会も、もっとたくさん協議する時間が取れてもいいのかなと思うので、事務局で進め方についてご検討いただければ有難いです。今後、日中サービス支援型グループホームがどんどん増えていくような状況になったら、ますます他の協議の時間が減るのではないかと思います。

それともう一つ、これも協議会の進め方で単純な質問です。冒頭で傍聴の方が4人いらっしゃるとお聞きして、私の感覚だと（画面上に）傍聴の枠が4人分あるのかと思ったのですが、1人分ですよね。私はオンライン会議での傍聴の方の参加は今回の会議が初めてだと思うんです。そのあたりの進め方も、次回は説明していただくと良いかと思います。傍聴はとても良いことだと思うし、オンラインで傍聴を希望される方がいたら会場の大さき等関係なく沢山傍聴できるのかな、とか色々な考え方ができると思いますので、傍聴の在り方については積極的な活用の仕方を含めてぜひご検討いただければと思います。

(遅塚会長)



ありがとうございます。

進め方については私の落ち度でございます。申し訳ございませんでした。ただ、日中サービス支援型グループホームについては、直接利用者さんの人権に関わるのであまり急ぎたくなくて、すみませんでした。

全体の運営については事務局が部会の報告等を急いでくれて、ご協力いただきありがとうございました。次回からはもう少し時間配分を考えたいと思います。

傍聴の件に関しては、画面の枠は1つですけれど、この1つで4人聞いてらっしゃるということですか。

(事務局)

傍聴についての説明ができず、申し訳ございませんでした。事務局で1つ部屋を取っておりまして、もう1つ傍聴の方用に部屋を取っております。そこではプロジェクターで別のパソコンから映写しまして、それを見ていただいている状態です。

本当は傍聴の方にもIDやパスワードを伝えて見ていただくという方法にして、ホスト側で制御することもできるのかなと思いますが、まだそこまで事務局の技術に自信がないものですから、今日は1つの傍聴の窓で複数の方にご覧いただいております。

(遅塚会長)

なるほど、ありがとうございます。

長岡委員からのご意見は、オンラインであれば市民誰でも家から見られるようにした方がより良いのではないかというご提案であったと思いますので、技術的なことも含めて今後ご検討をお願いします。

それでは最後に事務局から連絡事項があればお願いいたします。

(事務局)

本日は長時間にわたり、誠にありがとうございました。

今回で今年度最後の協議会となりますので、本来課長の西淵からお礼のご挨拶をさせていただく予定だったのですが、議会の関係で来られなくなってしまい申し訳ございませんでした。私の方からご挨拶させていただきます。

本当に今年1年間ありがとうございました。また来年度引き続き、委員をお願いさせていただいている方もいらっしゃいます。団体からご推薦いただいている方につきましては、所属団体への推薦依頼等の手続きもございますので、ご協力をいただければと思います。

来年度のスケジュールにつきましては、後日メール等で連絡させていただきます。

事務局からは以上となります。

(遅塚会長)

ありがとうございます。

それから吉野委員につきましては、今年度定年退職ということで、この委員については今日が最後ということになります。長年、大宮市時代から含めまして、障害福祉行政に多大な貢献をなさってきたということで、本当にお疲れ様でございました。ありがとうございました。

(吉野委員)

お世話になりました。

(遅塚会長)

それでは全議題、これで終了になります。

本当に皆さんどうもいろいろありがとうございました。不手際が多く申し訳ございませんでした。

それでは本日の会議はこれで終了したいと思います。

以上